

## 茨木市民生委員児童委員協議会事業補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市民生委員児童委員協議会（以下「協議会」という。）が実施する事業に対し、市が補助金を交付することにより委員の職務を推進し、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(補助対象事業等)

第2 補助の対象となる事業及び経費は、それぞれ別表補助対象事業の欄及び補助対象経費の欄に定めるとおりとする。

2 補助金の額は、別表補助金額の欄に定める額の当該年度における合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該合計額が予算の範囲内で市長が別に定める額を超えるときは、当該市長が別に定める額を補助金の額とする。

(補助金の交付申請)

第3 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市民生委員児童委員協議会事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 団体の定款、規約、会則等の写し

(3) 団体の活動内容が確認できる資料（総会資料、チラシ等）

(補助金の交付決定)

第4 市長は、第3の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市民生委員児童委員協議会事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(補助金の交付請求)

第5 第4の補助金交付決定通知書を受けたものは、茨木市民生委員児童委員協議会事業補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第6 市長は、第5の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認められたときは、当該請求者に補助金を概算払により交付する。

(変更の申請等)

第7 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第3に準じて茨木市民生委員児童委員協議会

事業補助金交付変更承認申請書（様式第4号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は、第4に準じて決定の内容を変更し、茨木市民生委員児童委員協議会事業補助金交付変更承認通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

3 前項の補助金交付変更承認通知書を受けたものは、第5に準じて変更承認に係る補助金の交付を請求しなければならない。

（実績報告）

第8 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市民生委員児童委員協議会事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

（補助金額の確定等）

第9 市長は、第8の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、茨木市民生委員児童委員協議会事業補助金確定通知書（様式第7号）により報告書を提出したものに通知する。

（補助金の精算）

第10 第9の補助金確定通知書を受けたものは、当該補助金について、精算の手続を行わなければならない。この場合において、その確定額と既に受けた概算額に過不足があるときは、指定された期日までに茨木市民生委員児童委員協議会事業補助金精算追加分交付請求書（様式第8号）により不足額を請求し、又は超過額を返還しなければならない。

（立入検査）

第11 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第12 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかななければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第13 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第14 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第15 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の第13の規定は、令和8年4月1日以後に交付申請がなされる補助金に係る書類について適用し、同日前に交付申請がなされた補助金に係る書類については、なお従前の例による。

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助金額
<p>1 協議会に属する委員（以下この表において「委員」という。）の民生委員法（昭和23年法律第198号）第14条に規定する職務の遂行に関する事業</p>	<p>委員の地区委員会活動に要する経費</p>	<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 委員1人当たり、1年度につき14,000円とし、その額に委員（当該年度の途中において異動した委員を除く。）の数を乗じて得た額</p> <p>(2) 当該年度の途中において異動した委員について、次に掲げる委員の区分に応じ、それぞれ次に定める委員1人当たりの額により算出した額の合計額</p> <p>ア 新たに委嘱された委員（当該年度の途中において解嘱された委員を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 委嘱された月が3月のとき 1,000円</p> <p>(イ) 委嘱された月が2月のとき 2,200円</p> <p>(ウ) 委嘱された月が2月及び3月以外のとき 1,200円に委嘱された月から2月までの月数を乗じて得た額に1,000円を加えた額</p> <p>イ 解嘱された委員 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 解嘱された月が4月のとき 1,000円</p> <p>(イ) 解嘱された月が5月のとき 2,200円</p> <p>(ウ) 解嘱された月が4月及び5月以外のとき 1,200円に5月（新たに委嘱された年度においては、委嘱の月の翌月）から解嘱された月までの月数を乗じて得た額に1,000円を加えた額</p>

2 協議会が関係団体と連携する事業	分担金及び負担金	全国民生委員児童委員連合会、大阪府民生委員児童委員協議会連合会及び子どもわいわいネットワーク茨木の事業活動負担金の合計額
3 協議会が委員にその職務に関して必要な知識及び技術を習得させる事業	参加費、旅費及び通信運搬費	次に掲げる額のうちいずれか少ない額 (1) 3、4及び5の事業の補助対象経費の合計額 (2) 1,000,000円
4 協議会が委員の活動を宣伝する事業	物品購入費	
5 協議会が広報誌を作成する事業	印刷製本費	

様式第1号（第3関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地  
団体名  
代表者名

茨木市民生委員児童委員協議会事業補助金交付申請書

茨木市民生委員児童委員協議会事業補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業

2 交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 団体の定款、規約、会則等の写し
- (3) 団体の活動内容が確認できる資料（総会資料、チラシ等）

様式第2号（第4関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
団体名  
代表者名 様

茨木市民生委員児童委員協議会事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市民生委員児童委員協議会事業補助金は、  
次の条件を付けて、金 円（概算額）を交付します。

条 件

年 月 日

茨木市長

印

様式第3号（第5関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地  
団体名  
代表者名

茨木市民生委員児童委員協議会事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知のあった事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金額（概算額） 円

様式第4号（第7関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

印

茨木市民生委員児童委員協議会事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市民生委員児童委員協議会事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

1 補助対象事業

2 変更内容

3 変更理由

4 変更前交付決定額（概算額） 円

5 変更後交付申請額（概算額） 円

6 差引増減額 円

様式第5号（第7関係）

年 月 日

茨木市指令 第 号

所在地  
団体名  
代表者名 様

茨木市民生委員児童委員協議会事業補助金交付変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市民生委員児童委員協議会事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

- |   |              |   |
|---|--------------|---|
| 1 | 交付決定額（概算額）   | 円 |
|   | 変更増減額        | 円 |
| 2 | 変更交付決定額（概算額） | 円 |

年 月 日

茨 木 市 長



様式第6号（第8関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

印

茨木市民生委員児童委員協議会事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業  
が完了したので、次のとおり報告します。

1 補助対象の内容

2 補助金交付決定額（概算額） 円

3 補助金精算額 円

4 補助事業の成果

5 添付書類

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

様式第7号（第9関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
団体名  
代表者名 様

茨木市民生委員児童委員協議会事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市民生委員児童委員協議会事業補助金実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- |   |               |   |
|---|---------------|---|
| 1 | 補助金交付決定額（概算額） | 円 |
| 2 | 補助金確定額        | 円 |
| 3 | 補助金差引額        | 円 |

年 月 日

茨木市長

印

様式第 8 号 (第10関係)

年 月 日

(請求先) 茨木市長

所在地

団体名

代表者名

㊟

茨木市民生委員児童委員協議会事業補助金精算追加分交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった事業補助金  
精算追加分を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 補助金交付決定額 (概算額) 円

3 補助金確定額 円

4 精算追加分請求額 円